

随意契約見直し計画

平成20年1月
国立大学法人北見工業大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行った結果、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 20	(100%) 187	(85%) 17	(62.6%) 117
合 計		(100%) 20	(100%) 187	(100%) 20	(100%) 187

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの		/		(0%)	(0%)

(18年度限りのものを含む。)					
一般競争入札等	競争入札			(0%)	(0%)
				0	0
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
合 計		(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札	/		(15%)	(37.4%)
				3	70
	企画競争	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(85%)	(62.6%)
		20	187	17	117
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		20	187	20	187

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
従前より国立大学法人北見工業大学の契約は、原則として一般競争入札によることとしており、真にやむを得ない場合に限り随意契約を実施してきた。

今回、平成18年度に締結した随意契約20件について点検を行った結果、うち3件は不落随意契約であり、17件は供給又は役務提供可能な業者が一に限られることが明確である等、契約の性質又は目的が競争を許さないものであった。

今後もこれまでの取組みを堅持するとともに、以下の措置を講じ、より適正な入札・契約の継続に努める。

(1) 再委託の適正化を図るための措置

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、許可なく委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しているが、適正な履行確保のため再委託の承認方法等について検討する。

(2) 契約に係る情報の公表

基準額を超える随意契約を締結したときは、その翌日から起算して72日以内にその内容を公表しているが、基準額を超える一般競争入札契約等全ての契約を公表対象に拡大することを検討する。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人北見工業大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	該当なし										
合計					0						0

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人北見工業大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	みずす監査法人 東京都千代田区霞が 関3丁目2番5番	会計監査契約	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年7月1日	5,775,000	随意契約	国立大学法人法のためにより文部科学大臣が契約相手方(会計検査人)を選任(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		1
2	(株)池知建設 北見市常呂町字常呂 332番地	北見工業大学職員宿舍改修工事 北見市春光町職員宿舍504号棟 建設	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年5月22日	34,125,000	随意契約	不随契約(会計規則第29条第1項の五)	その他	競争入札に移行		16
3	小西工業(株) 北見市東陵町15番地 の2	北見工業大学職員宿舍改修機械設備その他工事 北見市春光町職員宿舍504号棟 設備	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年5月29日	13,860,000	随意契約	不随契約(会計規則第29条第1項の五)	その他	競争入札に移行		16
4	(株)電化堂 北見市本町2丁目3番 20号	北見工業大学附属図書館改修その他電気設備工事 北見工業大学附属図書館 電気	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年10月11日	22,050,000	随意契約	不随契約(会計規則第29条第1項の五)	その他	競争入札に移行		16
5	エルゼビア・ビー ・ブイ・サイエンス ・アンド・テクノロ ジー オランダ王国アムス テルダム市	サイエンス・ダイレク ト 利用契約	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年4月1日	6,092,417	随意契約	役務提供可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
6	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3-10-10	統合型eラーニングシ ステムの機能強化 請負	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年6月23日	5,250,000	随意契約	役務提供可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
7	株式会社ネットイン アティブ 東京都千代田区神田 神保町1丁目105番	ハイセキュリティネット ワークシステム保守 請負	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年10月27日	5,069,028	随意契約	役務提供可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
8	(株)カジワラ 東京都台東区松が谷2 -13-13	カジワラ製スプーフィニ ッシャー・バルバー・裏ごし機	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成19年1月23日	6,268,500	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
9	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年4 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年5月16日	7,081,559	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
10	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年5 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年6月14日	6,972,894	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
11	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年6 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年7月11日	7,238,634	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
12	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年7 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年8月14日	7,511,876	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
13	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年8 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年9月12日	7,197,361	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
14	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年9 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年10月13日	6,747,803	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
15	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年1 0月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年11月13日	7,536,111	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
16	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年1 1月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成18年12月11日	7,427,531	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
17	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成18年1 2月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成19年1月15日	7,892,957	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
18	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成19年1 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成19年2月14日	8,014,516	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
19	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成19年2 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成19年3月14日	7,490,372	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
20	株式会社北海道電力旭川支店 旭川市4条通12丁目	電気供給契約平成19年3 月分	山田 泰二 北見工業大学 北見市公園町165番地	平成19年3月30日	7,508,729	随意契約	供給することが可能な業者が一である。(会計規則第29条第1項第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの		18
合計					181,335,288						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契約限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約しななければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより疑い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直しとは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不随・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例処分に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合には「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類 型 区 分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。